

出資法等の貸金業に関わる法律の改正を求める件

今日、多重債務問題は、深刻な社会問題となっています。多重債務者を生み出す大きな要因のひとつが「高金利」であり、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）において現在 29.2 パーセントとなっている上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げ、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃する等の法改正が必要であります。

ところが、現在検討されている案では、出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げるものの、他方で利息制限法の金額区分の額を物価の上昇等に応じて引き上げるとされているが、このことは、実質的な金利の引き上げとなります。また、物価という一面性のみに着目して、利息制限法の実質的な金利を引き上げることには合理的理由はありません。消費者金融からの 1 社当たりの平均借入金額は約 40 万円であることからしても、金額区分の変更による金利引き上げは多重債務問題の解消を妨げる恐れが高いのであって、今回、法改正を行う目的に逆行します。

さらに、出資法の上限金利を急激に引き下げると緊急に資金を必要とする者が借り入れできなくなるなどの理由により、金利引き下げまでの経過期間後にも消費者に対する小額短期貸付の特例や事業者向け特例として利息制限法を超える高金利の取得を認める特例措置を設けることも検討されています。しかしながら、多重債務被害の防止のためには、このような資金需要者に対する低利の公的貸付制度等のセーフティネットの拡充こそが検討されるべきであります。

よって、国会及び政府におかれては、出資法等を下記のとおり改正されるよう強く要望するものです。

記

- 1 利息制限法の変更に伴う制限金利の引き上げを行うことなく、出資法の上限金利を現行の利息制限法の制限金利まで引き下げる
- 2 緊急に資金を必要とする者に対する小額短期貸付の特例及び事業者向け特例は認めず、できる限り早期に、出資法の上限金利を例外なく利息制限法の制限金利まで引き下げる
- 3 貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を改正法施行時に撤廃すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 5 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
金融担当大臣

様

仙台市議会議長

柳 橋 邦 彦